

(湿原保護)関係の大きな国際会議を開いています。この準備にはIWRBが直接関与しています。

最初の国際会議が、1971年にイランのラムサーで行なわれたわけです。その次は1974年に西ドイツのハイリングハーフィンで実施されました。第3回はまたヨーロッパかも知れませんが、まだ決っていません。

ラムサー条約(湿原保護)の批准国の拡大によって、どのようにして実際に保護活動が行なわれているかということを、もう一度検討することによって、いっそう意義あるものにしていきたい。ここで改めて日本がラムサー条約に調印することを希望します。

この国際会議では、国ごとにラムサー条約のもとで、湿原の保護地域がどうなっているかを報告しなければなりません。ですから、他の国々から批評される可能性も充分あります。したがって特別な努力をしなければならないでしょう。

もうひとつは、この会議で、もしラムサー条約に、加盟国が変更したい面があれば、意見をいうことができます。この国際会議の報告書をまとめるのは、大きな仕事で、500ページにもなるものです。

IWRBでは、他にも毎年出版しているものがあり、IWRBの活動のほかに各国の活動を紹介しています。また科学的な報告書のリストや水鳥のパンディング関係のガイドブックも出しています。当面「湿地の乾燥」という本も出したいと思っています。

これらの出版物は、これまで日本に紹介していませんでしたが、今後は大いに紹介したいと思います。

IWRBの職員は少ないのです。IWRBから給料をもらっているのはほんの少数のスタッフだけです。あとは各国の研究所が送り出しているわけです。私もIWRBに勤めているのではなくて、英国の研究所のワイルドファール・トラストに在籍しています。しかし、ここにいるスタッフはいろいろなことができます。英語のほかフランス語、ドイツ語、スペイン語、アラビア語、最近ではロシア語のできる人もいます。今後は日本語のできるスタッフを入れたいと思います。 (笑・拍手)

(記録・本田 清) — 後 略 —

## 国際水禽会議に出席して

阿 部 学

1977年9月にスイスのトゥーン湖畔で23回国際水禽会議が開催された際、筆者は国際水禽調査局(International Waterfowl Research Bureau, 以下IWRBと略す)の招請により当会議に出席する機会を得た。この国際水禽会議は、毎年1回加盟国の代表者会議を開催するほか、3~5年に一度の割で特定のテーマのもとに大規模な国際シンポジウムを開催している。

今回筆者が出席した会議は毎年開催される代表者会議で、各國代表による現状報告が主体をなしていた。さきに触れた大規模な国際シンポジウムは、近いところでは1974年12月にドイツのハイリゲンハーフェンで開催された。このときは第20回代表者会議のあと、水禽類とその生息地である湿原の保護という大テーマのもとに、水禽類を対象とした狩猟規則の合理化、湿原の生産性、その管理と多目

ます。  
4年間に西  
が、まだ  
われてい  
ここで改  
報告しな  
別な努力  
いうこと  
のです。  
紹介して  
す。当面  
思います。  
フだけで  
、英國の  
いろなこ  
語のでき  
略 —

学  
水禽調査  
より当会  
、3~5  
なしてい  
ハイリゲ  
る湿原の  
理と多目

的利用、ヨーロッパ、アジア、アフリカにおける水禽類の渡りと現状と題したテーマでシンポジウムが開催された。このときも筆者は IWRB の招請を受け、参加する機会に恵まれており、今回は 2 度目の会議出席となった。そこで、これを機会に IWRB の目的、当会議に出席しての印象、IWRB とわが国との関係等について紹介したいと考えている。

### 国際水禽調査局 (IWRB)

IWRB は水禽類とその生息地である湿原、特に渡りを行う水禽類の習性上、国際協力を必要とする湿原の保護に関する調査、研究を推進する目的をもって 1954 年に国際鳥類保護連盟 (International Council for Bird Preservation) によって設立された機関である。したがって、IWRB はこの目的を達成するために、国際会議や技術シンポジウムの招集、開催、国際条約の啓発、情報交換のための会誌や技術的な手引書の発行などを主な事業としている。

ここでいう水禽類とは、生態的に湿原に依存している全鳥類を指し、湿原とは、沼沢地、泥炭地などの水域で、これらが天然か人工的か、真水か鹹水かも問わないと定義されている。また、海洋にあっては、干潮時に 6 メートルを越えない水域を湿原と定義し、保護の対象としている。

IWRB は、本部をイギリスに置き、加盟国は西ドイツ、フランス、イタリアなどヨーロッパの国々を中心に構成されているが、これにアメリカ、ソ連、日本などが加わり総計 17 カ国に達している。このほか FAO、UNESCO、UNEP、ICGWC、WWF などの国際団体が代表を派遣している。

IWRB の組織は、上記の目的を達成するために、たとえば、ガン、カモ、ハクチョウなどの個体群の分布調査部門、標識部門、瀕絶滅鳥保護部門、湿原管理部門、狩猟管理部門などが設けられており、各々の部門では有能な指導者が活動の推進役を果たしている。

### 国際湿原保護条約

IWRB が当面最重要課題として掲げているものに、国際湿原保護条約の批准の推進がある。これは 1971 年 2 月にイランのラムサーで開催された湿原と水鳥に関する国際会議で採択された国際条約で、別名ラムサー条約 (Ramsar Convention) と呼ばれている。この条約は、IWRB 加盟各国は、水禽類の生息地として特に国際的に重要な湿原の保護の徹底を計るために、最低 1 個所以上の湿原を登録し、これを国際的監視の下に保護していくというものである。

IWRB がこの条約の批准推進を当面の最重要課題としている背景には、(ガン、カモ類をはじめシギ、チドリなどの) 水禽類の多くは、毎年繁殖地と越冬地の間を長距離にわたって移動するという習性を持ち合わせているところから、たとえば、繁殖地を持つ一国が手厚い保護の手を差し延べても、その鳥の越冬地にある湿原が水質汚染や開発で破壊されれば、保護の実効があがらないことがある(この意味から渡り鳥の繁殖地、通過休息地、越冬地を抱える国々は互いに協力して湿原の保護に乗り出すことが要請されている)。

国際湿原保護条約は、7 カ国以上が調印、批准した時点で初めて効力を発揮することになっていたが、1975 年 12 月 21 日が発効日となった。これまでに、オーストラリア、ブルガリア、フィンランド、ギリシャ、イラン、西ドイツ、南アフリカ、スウェーデン、イギリス、ノルウェー、スイス、イタリア、ソ連の 13 カ国が批准した。

わが国は南北に長い島国であるところから、北はシベリア、アラスカ方面から、南は東南アジア、オーストラリア方面から数多くの渡り鳥が、越冬地として、繁殖地としてまたは休息地として利用しており、この意味から世界の注目の的となっている。

このような背景も手伝って、1971年にこの条約が決議されると同時に、IWRBはわが国政府に対して早期批准を要請してきた。これを受け、野生鳥獣の保護、管理をつかさどる環境庁は、早速対象湿原の選択に取りかかり、これまでに釧路、根室間にまたがる根釧原野と、宗谷地方に広がるサロベツ原野を候補地に挙げ、条約批准のための国内法の整備、土地の確保に努めつつあるが、これらの地域には農林業、牧畜業、工業など多くの開発計画が山積しているため、まだ調印するに至っていない（本件に関する筆者の所感は、1975年6月26日付朝日新聞「論壇」に掲載されている）。

### 西独における国際水禽会議

この会議は、冒頭にも触れたように、大規模なシンポジウムを伴っていたこともあって、参加国はイギリス、アメリカ、ソ連、フランス、オーストラリア、カナダ、イタリア、南アフリカなど39カ国のはか、IUCN、UNESCO、WWF、ICBPなど10の国際団体に及んだ。

この会議で注目を集めたことは、主催国である西ドイツが、国際的な保護の対象を渡り鳥にのみ限ることなく、すべての移動性動物にも拡大すべきであるとの提案をしたことである。この提案は、わが国のような島国に住む者にとっては、他国からの客人といえば渡り鳥のほかアザラシ、イルカ、魚類くらいしか頭に浮ばず、その必要性が直ちに実感として湧かないが、ヨーロッパ諸国のように、人間が便宜的に国境を設けて住んでいる国民にとっては、動物の他国間の渡り（移動）といえば、ヘビ、カエル、リス、ノウサギ、シカに及び、その統一的な保護の必要性を身にしみて感じている。

かつて筆者が、相互に渡り鳥保護条約を締結しているアメリカとメキシコを訪れたとき、アメリカ側では保護区まで設けて手厚く保護しているミドリカケスやオレンジムクドリモドキが、メキシコでは籠の鳥として数多く市販されている事実を目撃したことがある。この例が如実に物語っているように、1国だけが積極的に保護に乗り出しても、関係国が無関心または無策では保護の実効は上がらないことは火を見るより明らかである。

1974年に西ドイツによって提案されたこの条約が、最近に至ってようやく日本に上陸したが、この事実にも表われているように、わが国はこの種の情報の伝達、反応が経済面に比して著しく緩慢である。その根本原因は、この種の科学的な国際交流の場に有為な人材を派遣しないところにある。

IWRB本部の説明によると、日本には会議開催の都度、参加要請を出し続けているにもかかわらず、23回目を迎えた今日に至るもまだ1人の政府代表の参加をみないという。さきのラムサー条約といい、今日の全移動動物の国際保護条約といい、この種の会議に参加しなければそれだけ世界の動向に疎くなり、さきの捕鯨禁止運動のときのように、世界各国から突如として抗議文を突きつけられ右往左往するはめに陥ることになる。昨今は、たとえ自国産の鳥獣といえども自分たちだけで勝手に処理できる時代は去った。

これに引き換え、このたびの会議に出席して驚きを禁じ得なかったことは、GNPの長者番付では、ついぞお目にかかったことのないバングラデッシュ、パキスタン、セネガル、タイ、トルコ、ザンビアなどが政府代表を派遣していたことである。殊にバングラデッシュは、当時はまだ戦後の混乱から立ち

直りいとまもなく、日本人的感覚からすると、水禽類のことなど考える余裕など全くないと考えられたからである。

ハイリゲンハーフェン会議の技術レポートで関心を集めたものに、アメリカのスレードン教授と、ソ連のプリクロンスキ博士の協同作業になるハクチョウ類の標識があった。これは長大な首環で、繁殖後期の換羽期に飛べないハクチョウをつかまえ、その首に取り付けるものである。

一般に鳥類に取り付ける標識といえば、これまでアルミニウムかモネル合金の足環と相場が決まっていたが、これは再捕獲しないとそこに刻まれているデータが読み取れないという欠点を持っていた。この場合の再捕獲ということは、大抵の場合、獵期に銃殺されることを意味するが、たとえば、日本におけるハクチョウのように非狩猟鳥にあっては、事故死か病死といった極めてまれな機会でしかない。そこで考案されたのがこの首環で、これにはアルファベットの一文字と数字が刻まれており、低倍率の双眼鏡さえあれば読み取ることができるという特徴を持っている。

スレードン教授の後日談によると、最初は数字のみを記入したが、たとえば 1986 という数字の場合、読み初める方向によって 9861 とも読めるという欠点が判明し、その後、数字の頭部に E とか A といった文字を付けることにしたという。

最近の情報によると、ソ連で放鳥したもののうち 18 羽が日本で観察されているが、全体の放鳥数は不明である。このところ日本でも環境庁の委託を受けた山階鳥類研究所が、各地の篤志家の協力のもとにハクチョウ類の標識調査に乗り出し、これまでにオオハクチョウ 39 羽、コハクチョウ 10 羽に首環を取り付けている。首環の色は、標識を付けた国によって色分けされており、ソ連は赤色を、日本は緑色を付けている。

これまでわが国に渡来するハクチョウ類の渡来コースは、漠然とは知られていたが、正確には分からなかった。それがこの度のスレードン教授らによる努力の結果、ようやくその神秘のベールを脱ごうとしている。

## スイスにおける国際会議

1977 年にスイスのグリットで開催された会議は、毎年定期的に開催される代表者会議ということもあって、西独におけるにぎわいはなかったが、それでも 24 カ国のほかユネスコ、WWFなどの国際団体が参加して盛会であった。

代表者会議においては、参加各國が過去一年間における水禽ならびに湿原保護に関する実績を報告した。この中にあって、国際湿原保護条約の進展状況に関する報告に最も強い関心が寄せられたことはいうまでもない。このほか水禽類の個体数調査、分布調査の報告、狩猟期間の短縮、狩猟法の合理化に関する報告、翼の色彩変化による年令査定法の開発など各國が独自に進めている調査手法が披露された。

代表者会議に付随して開催された水禽類の採餌生態に関するシンポジウムでは、ダムによってできた人造湖における水禽類の分布と個体数変動を、ダム建設以来継続的に調査した成果が特に興味を引いた。これによると、水禽の分布は水深との関連で変化し、個体数はダム建設後は一時的に増加するが、その後徐々に減少していくといった。この原因は、上流から運ばれて来る土砂によって年々水深が浅くなり、採餌に適さなくなるためであるという。このためダム内の浚渫を実施し、個体数の回復を計っている実情が報告された。

その採餌習性は多様である。そこで可能な限り多種類の水禽に適した生息環境の造成ということが課題である。

イスは国土が狭い上に、その多くが山岳地帯であるところから水禽に適した湿原が非常に少ない。そこで必然的に湿原の人工造成に深い関心が寄せられている。最も手軽な湿原の造成といえば、河川を塞き止めて人造湖を作ることであるが、人造湖といえば得てして満々と水を湛え、湖岸はコンクリートで固められているか、切り立った崖に囲まれているのを常とする。ところがこのような地形は水禽類にとっては、地上棲の天敵から逃れ、休息するのには適しているが、営巣場所や空からの天敵から逃れるための隠れ場所にこと欠き、決して住み心地の良い環境とはいえない。そこで水禽に適した湿地造成が真剣に検討されていた。

## 湿原の人工造成

水禽のための生息適地の造成法を2・3紹介すると、満々と水をたたえ、採餌、休息場の全くない人造湖では、空のドラム缶を数個浮べ、この上に板をのせイカダを作り、その上に砂礫や土を置き、植物を植え、人工の浮島を作る方法がある。ここには結構植物も生え、休息地ばかりでなく、シギ、チドリ類には恰好の繁殖場を提供していた。次に、地に足のついた人造島の造成であるが、これには二通りの造成法があり、一つは人造湖を造成する以前に計画的に島の配置を決めておき、ブルドーザーなどで思いのままに造成する方法と湖ができてから埋め立て等の方法により造成する方法である。

会議終了後のエクスカーションで視察したのは前者の方法による造成中の現場と完成後の現地であった。人造島の造成法で特にユニークな着想として注目したいのは、幾つかの島を作る場合、島によって草丈を変えることである。この目的は鳥種によって草丈の高いのを好む種とそうでない種がいるからである。この造成法は、一般的な考え方をすると、播種する種子を変えることによって達成されると考え勝ちであるが、種子は風や鳥によって運搬されるので思うようにはいかない。そこで考案されたのが植物の根をはびこらせない工夫である。すなわち、あらかじめ島の形ができたところで厚手のビニールシートで島全体をカバーし、その上に更に20~30センチの土をのせる。こうすることによって草丈の高い植物は水不足で枯死し、ヤナギのような木本植物も生育せず、乾燥に強い背丈の低い植物のみが生育することになる。この工法によって完成した島と普通の島とが並んで浮んでいたが、それぞれの植生は思惑通りに生育していた。

さて、次にこれら人造島の配置の仕方であるが、浅瀬に作られた島と島はどんな旱魃に見舞われても決して互いに連なり、輪環状にならないように工夫されていた。ましてや、最初から水域を島で取り囲むような配置の仕方は決してしない。その理由は、もし島で囲んだ水溜りを作ると、そこは嫌気性のボツリヌス菌の温床となり、ガン、カモ類の大量死を招くからである。わが国でも1973年の夏以降東京都の中川放水路や千葉県の五駄沼等で各々数百羽のカモが斃死したが、その原因がボツリヌス菌C型であることが東京都衛生局の調査で確認されており、これを配慮することは水禽保護のイロハとされている。

かくしてようやく水禽の楽園が完成し、水禽類が抱卵、育すうを開始したところで思いもかけぬ事件が持ち上った。それはドブネズミの襲来で、場所によっては卵やひながことごとく食い尽されてしまったという。ここに至って考案されたのがネズミ返しつきの人造島である。これは奄美大島で古くからあ

る高倉と同じ原理で、太い4本柱の上に人造島を構築したものである。島の土台と水面までの距離は約1メートルばかりあり、多少の水位の変動があっても島は冠水することはない。かくして名実ともに水禽の楽園が完成したのである。

さて、これまでに水禽類の生息環境の造成法について述べて来たが、国土が狭いという点でわが国と少なからぬ共通点を持つスイスにおける湿原造成法には見習うべき多くのものがあった。ただ、スイスの場合は国土の割には湿原が少ないという事情があり、湿原の造成も意味のあることであるが、わが国のように四方を海に囲まれ、内陸部にも多くの風光明媚な湖沼を持つ国にあっては、まずそれらを保護していくことが何よりも先決であることを銘記しておく必要がある。

## 日本 の 現 状

日本はIWRBの加盟国として登録されているが、他の加盟国とは少し事情が異なっている。すなわち、他の加盟国はすべてその国の政府が加盟しているが、わが国の場合には財団法人である山階鳥類研究所が日本を代表して加盟しているのである。加盟各國は当然の義務として分担金を請求されるが、各加盟国の中の分担金は、その国のGNPに基づいて決定されるため、日本の場合は年間約50万円に達する。黒字の日本政府にとってはこの金額は取るに足らぬ額であるが、特別な事業収入のない公益法人にとっては捻出し兼ねる金額である。そこで山階芳麿所長がIWRB本部と交渉を重ね、半額納入という変則的な方法で乗り切って来たというのが実情である。それでも昨今の不景気で寄付の道が閉ざされ、昨今は山階鳥類研究所に肩代わりして、日本白鳥の会副会長の松井繁博士が自費出版した写真集や水禽類のパネル写真のチャリティーセールを行い、日本白鳥の会が会費を調達した。

日本白鳥の会の家田三郎会長は、兼ねてよりIWRBの分科会であるハクチョウ部門が主催する国際ハクチョウシンポジウムの第二回目を日本に誘致することによって、国民の水禽類に対する関心を啓発し、水禽類と湿原の保護の推進を計ろうと考え続けて来た。このことがあって筆者の二度にわたる渡欧に際し、松井副会長をはじめ本田清事務局長や会員とともに物心両面の援助を惜しまなかつた。さて、さきに触れたような先細りの状態では、水禽とその生息地の保護に関して世界に亘していくいけないという危機感が有識者の間に芽生え、山階博士、松井博士、日本野鳥の会市田則孝事務局長と筆者が相集い、IWRBのマシューズ会長の来日を機会に山階芳麿博士を会長とするIWRB日本委員会(IWRB Japan Committee)を結成することを申し合わせた。

その後、1977年11月26日に山階鳥類研究所、日本白鳥の会、日本野鳥の会、世界野生生物基金日本委員会、日本鳥学会、日本自然保護会、日本鳥類保護連盟、大日本獣友会、全日本狩猟俱楽部が集い、IWRB日本委員会(事務局日本野鳥の会内)を結成し、今後一致協力して水禽と湿原の保護に取り組むと同時に、国際湿原保護条約の早期批准に向けて粘り強い運動を展開していくことで一致をみた。そしてIWRBの日本委員会は、1980年の代表会議ならびにハクチョウとタンチョウをテーマにした国際シンポジウムの日本開催に向けて胎動を始めた。

(農林省林業試験場保護部鳥獣第1研究室長・日本白鳥の会理事)

この項「自然保護」に2回にわたり掲載されたものを再録させていただいた。